

通信年表 (通信の発達と電気通信関連法規)

	のろし (光)
	太鼓 (音)
18世紀	腕木通信機：パリ～ツーロン間 764km、120中継、10～12分 (C. Chappe)
1800年前後	静電気を利用した通信
1800年	電池の発明 (A. Volta) ⇒ 安定した電源の確保
1800年初期	電流の化学作用 (水の電気分解による発泡) を利用した通信機
1820年	電流の磁気作用を発見 (H. C. Oersted)
	電流の磁気作用 (電流による磁針の動き) を利用した通信機 (B. Schilling, C. Wheatstone)
1825年	電磁石の発明 (W. Sturgeon)
	電磁石を利用した通信機 (C. F. Gauss, W. Weber, ……)
1837年	モールス電信機を発明 (S. Morse)
↓	各国で電信網の建設が進む
1849年	オーストリア～プロシア、最初の電信条約を締結
1851年	ベルギー～フランス、電信条約を締結
	欧州各国がこの二つの条約に加入 (1850年代)
1854年	我が国に電信機が伝来 (ペリーが徳川幕府に献上)
1865年	万国電信連合創設、万国電信条約
1869年	東京～横浜 電信サービス開始
1873年	大日本政府電信規則制定
1876年	電話を発明 (G. Bell)
1879年	我が国、万国電信連合に加盟
1885年	最初の国際電話規則、ベルリン
1895年	無線電信の実験成功 (G. Marconi, A. Popov)
1897年	我が国で無線通信に成功
1902年	無線電話の実験成功 (R. A. Fesseiden)
1906年	国際無線電信連合創設、国際無線電信条約
	最初の音声(Voice & Music)によるラジオ放送実験
1914～18年	第一次世界大戦
1915年	無線電信法制定
1920年	音声によるラジオ放送開始
1924年	国際無線電話諮問委員会(CCIF)創設
1925年	国際電信諮問委員会(CCIT)創設
1927年	国際無線諮問委員会(CCIR)創設
1932年	万国電信連合と国際無線電信連合が統合⇒国際電気通信連合 (ITU)
	万国電信条約と国際無線電信条約が統合⇒国際電気通信条約
1939～45年	第二次世界大戦
1947年	国際電気通信連合⇒国連の専門機関
1950年	電波三法(電波法、放送法、電波監理委員会設置法)施行
1953年	公衆電気通信法施行
1956年	CCIFとCCITが統合⇒国際電信電話諮問会議(CCITT)
1957年	最初の人工衛星(スプートニク1号)打上げ
1963年	最初の対地静止人工衛星(シンコム1号)打上げ
1985年	電気通信事業法施行
1992年	ITU組織改正、IFRB/CCIR/CCITT/BDT ⇒ ITU-T / ITU-R / ITU-D
1994年	ITU憲章(新規制定)及び条約(改正)発効
2000年	ITU, IMT-2000 無線インターフェイス規格策定開始
2008年～	ITU, IMT-Advanced 無線インターフェイス規格策定開始

第1章 概要

第1節 国際電気通信法規の概要

1. 国際電気通信連合 (ITU : International Telecommunication Union) の文書

国際電気通信連合憲章 : Constitution of the International Telecommunication Union

国際電気通信連合条約 : Convention of the International Telecommunication Union

無線通信規則 : Radio Regulations (RR)

国際電気通信規則 : International Telecommunication Regulations (ITR)

2. その他の個別分野における文書

海上人命安全条約(SOLAS 条約) : International Convention for The Safety of Life At Sea

船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW 条約) : International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers

国際民間航空条約(IAO 条約) : Convention on International Civil Aviation

国際電気通信衛星機構（インテルサット）協定 : Agreement Relating to the International Telecommunications Satellite Organization

国際移動通信衛星機構（インマルサット）条約 : Convention on the International Mobile Satellite Organization

第2節 電波法規及び電気通信法規の概要

1. 電波法

(政令) 電波法施行令 電波法関係手数料令

電波法による旅費等の額を定める政令

その他

(省令) 電波法施行規則 無線局免許手続規則 無線従事者規則

無線局運用規則 無線設備規則 無線機器型式検定規則

無線局(放送局を除く)の開設の根本基準 認定点検事業者等規則

特定無線局の開設の根本的基準

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則

測定機器等の較正に関する規則

電波法による伝搬障害の防止に関する規則

電波監理審議会議事規則

特定周波数変更対策業務に関する規則

その他

2. 電気通信事業法

(政令) 電気通信事業法施行令 電気通信事業紛争処理委員会令

(省令) 電気通信事業法施行規則 電気通信事業報告規則

電気通信事業会計規則 電気通信主任技術者規則

工事担任者規則 端末設備等規則

事業用電気通信設備規則 接続料規則

第一種指定電気通信設備接続会計規則 電気通信番号規則

電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則

電気通信事業紛争処理委員会手続規則

電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令

電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令

端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則

その他

3. 有線電気通信法

(政令) 有線電気通信法施行令 有線電気通信設備令

(省令) 有線電気通信法施行規則 有線電気通信設備令施行規則

4. 放送法

(政令) 放送法施行令 (省令) 放送法施行規則

5. その他の関連法令

- 1) 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律
- 2) 有線テレビジョン放送法
- 3) 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律
- 4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- 5) 電子署名及び認証業務に関する法律

第3節 法令についての一般知識

1. 法令の形式

憲法 / 法律 / 命令（政令/府令/省令など） / 条例
(法令以外の参考文書：告示 / 通達 / 訓令など)

2. 法令の効力

成立 → 公布 → 施行

時に関する効力 : 施行日から効力を有する。法不溯及の原則、溯及適用の有無
場所に関する効力 : 全領土にわたって効力を有する。(狭義の領土、領海、領空)
人に関する効力 : 属地主義を原則として、場合により属人主義を適用する。

3. 法令の効力の構成原理

所管事項の原理 / 形式的効力の原理 / 後法優先の原理 / 特別法優先の原理

4. 法令の形式的構成要素

本則（編、章、節、款、目） / 附則

見出し / 条文（条、項、号） → 本文、ただし書き、前段、後段
表、別表

5. 主な法令用語

1) 又は、若しくは（選択的接続詞）

A、B、C 又は D = A or B or C or D A、B 若しくは C 又は D = (A or B or C) or D

2) 及び / 並びに（併合的接続詞）

A、B、C 及び D = A, B, C and D A、B 及び C 並びに D = (A, B and C) and D

3) 直ちに / 速やかに / 遅滞なく（時間的即時性を表す副詞）

4) その他 / その他の

Aその他B = A及びB (BにはAを含まない)

Aその他のB = 例えばAというようなB (BにはAを含む)

5) 承継：法律上、ある者が他の者の権利義務を受け継ぐこと

6) 適用：法令の規定を、個別的、具体的に特定の事項等にあてはめること

準用：法令の規定を、他の類似事項に、必要な修正を加えてあてはめること

7) 許可：法令による特定行為の禁止を、適当な場合に解除し適法とすること

認可：第三者の行為を補充して法律上の効力を完成させる行政行為。

認可を受けない行為は法律上無効であるが、罰則の対象とはならない。

登録：一定の法律事実または法律関係を行政庁等の公簿に記載すること

届出：過去から将来にわたる一定の事項を公の機関に知らせること

報告：過去の一定の事項を公の機関に知らせること

6. 条約

文書による国家間の明示の合意：条約(Convention, Treaty)、憲章(Constitution, Charter)、
協定(Agreement)、議定書(Protocol)、声明(Statement)、
宣言(Declaration)、協約(Accord)など

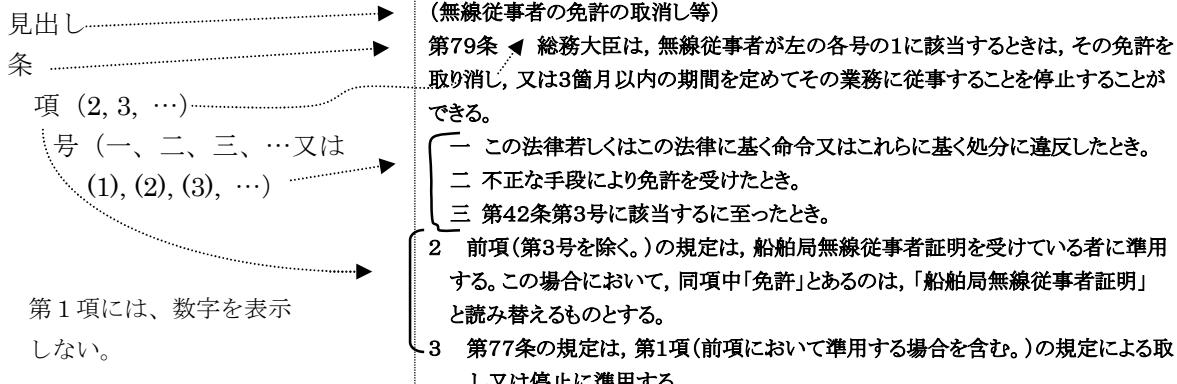
二国間条約 / 多数国間条約

条約の締結手続き（交渉 → 採択 → 批准（受諾） → 発効）

条約の国内的効力（条約の批准、憲法と条約の関係、法律と条約の関係）

***** 補足 *****

条文の構造



本文・ただし書き

(無線局の開設)

第4条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

本文

ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

ただし書き

一 発射する電波が著しく………

前段・(中段)・後段

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り前段

得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

後段

条文の主語

単文の場合：主文の主語は、一般に「[主語]は、」という形で表現される。

複文の場合：

	条件文	主文	
[主語] が	…場合においては、	[主語] は	……[述語]。
	…ときは、		
	…場合において、…ときは、		

(免許状の返納)

第24条 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

条文の述語

とする	法の内容を創設的に宣言し、同時にそれが拘束的な意味を含むことを表す。		
するものとする	当該行為が、行政機関に対して義務的であることを表す。		
することができる	法律上の権利・能力があることを表す。	違反は、通常、処罰又は行政処分の対象にならない。	
することができない	法律上の権利・能力がないことを表す。		違反は、通常、処罰又は行政処分の対象になる。
しなければならない	特定の作為義務を定める。		
してはならない	特定の不作為義務を定める。		

「又は」、「若しくは」

第17条 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。放送をする無線局の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。

「及び」、「並びに」

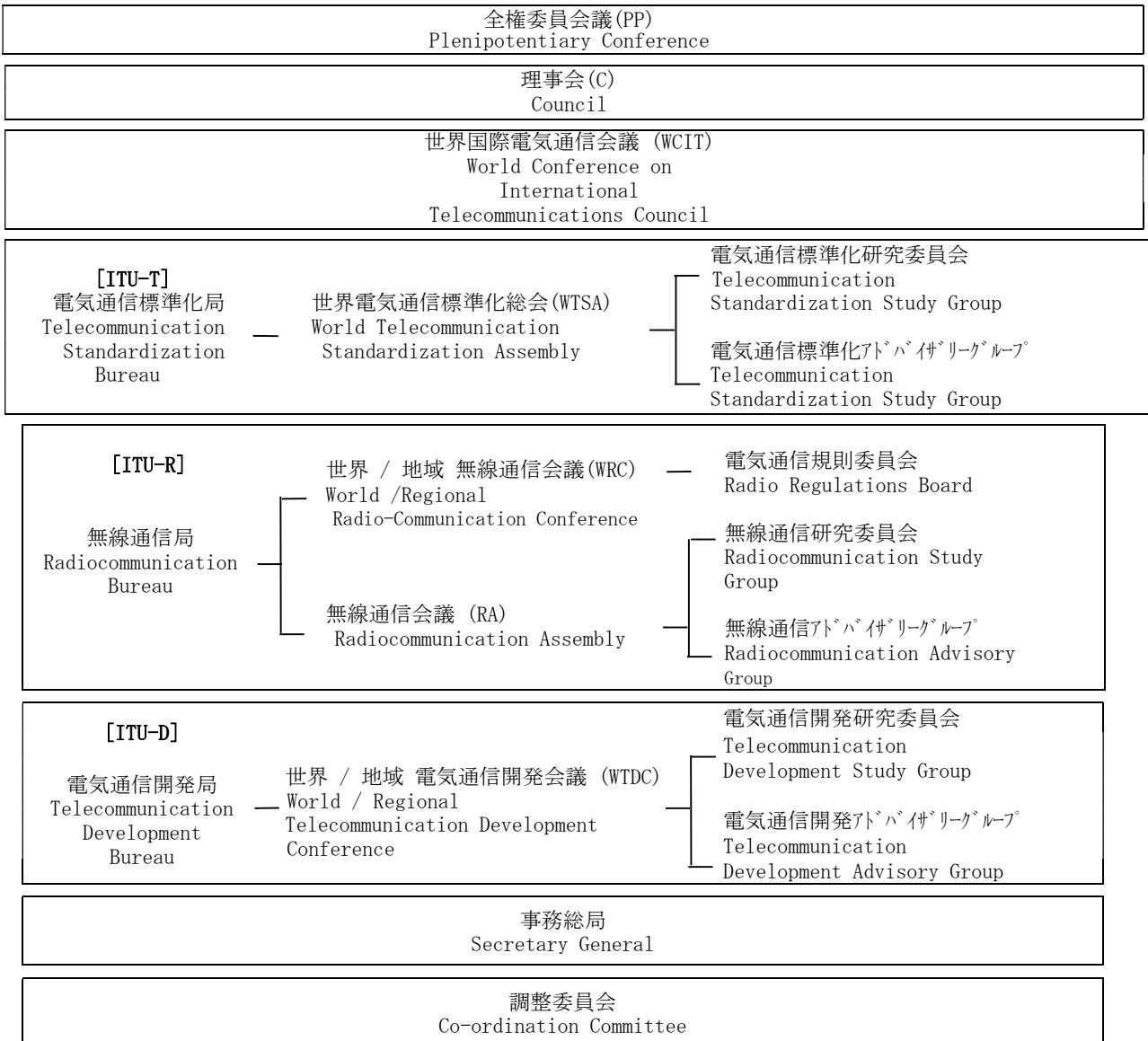
第10条 第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。

第2章 国際電気通信法規

国際電気通信連合 (ITU : International Telecommunication Union)

国際連合の専門組織のひとつ。電気通信に関する事柄を扱う。本部はジュネーブ。

連合の構成員	構成国 (Member States) : 193 (国)
	部門構成員 (Sector Members) : 568 (構成国が認める事業体、学術団体など)
	準構成員 (Associates) : 199 (部門構成員以外の事業体、学術団体など)
	教育機関 (Academia) : 159

国際電気通信連合 (ITU) の組織

連合の文書（憲章第4条）

連合の文書	国際電気通信連合憲章 (Constitution of the International Telecommunication Union)
	国際電気通信連合条約 (Convention of the International Telecommunication Union)
	業務規則

第1節 国際電気通信連合憲章

憲章は、前文、9章58条の規則及び附属書からなり、連合の目的、構成、組織、電気通信に関する原則的規定及び条約の改廃などの基本的事項を規定。

憲章の前文には次のような記載がある。

「国際電気通信連合の基本文書であるこの憲章及びこれを補足する国際電気通信連合条約（以下「条約」という。）の締約国は、各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認し、かつ、平和並びにすべての国の経済的及び社会発展の維持のために電気通信の重要性が増大していることを考慮し、電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的関係及び国際協力並びに経済的及び社会的発展を円滑にする目的を持って、次のとおり協定した。」

“While fully recognizing the sovereign right of each State to regulate its telecommunication and having regard to the growing importance of telecommunication for the preservation of peace and the economic and social development of all States, the States Parties to this Constitution, as the basic instrument of the International Telecommunication Union, and to the Convention of the International Telecommunication Union (hereinafter referred to as “the Convention”) which complements it, with the object of facilitating peaceful relations, international cooperation among peoples and economic and social development by means of efficient telecommunication services, have agreed as follows: “

国際電気通信連合憲章 目次

前 文	第 30 条 連合の所在地
第1章 基本規定	第 31 条 連合の法律上の能力
第1条 連合の目的	第 32 条 会議及び他の会合の内部規則
第2条 連合の構成	第6章 電気通信に関する一般規定
第3条 連合員の権利及び義務	第 33 条 國際電気通信業務を利用する公衆の権利
第4条 連合の文書	第 34 条 電気通信の停止
第5条 定義	第 35 条 業務の停止
第6条 連合の文書の実施	第 36 条 責任
第7条 連合の組織	第 37 条 電気通信の秘密
第8条 全権委員会議	第 38 条 電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護
第9条 選挙及び関係事項に関する原則	第 39 条 違反の通告
第10条 理事会	第 40 条 人命の安全に関する電気通信の優先順位
第11条 事務総局	第 41 条 官用電気通信の優先順位
第2章 無線通信部門	第 42 条 特別取極
第12条 任務及び組織	第 43 条 地域的会議、地域的取極及び地域的機関
第13条 無線通信会議及び無線通信総会	第7章 無線通信に関する特別規定
第14条 無線通信規則委員会	第 44 条 無線周波数スペクトル及び対地静止衛星軌道の使用
第15条 無線通信研究委員会	第 45 条 有害な混信
第16条 無線通信局	第 46 条 遭難の呼出し及び通報
第3章 電気通信標準化部門	第 47 条 虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号
第17条 任務及び組織	第 48 条 国防機関の設備
第18条 世界電気通信標準化会議	第8章 国際連合その他の国際機関及び非連合員との関係
第19条 電気通信標準化研究委員会	第 49 条 国際連合との関係
第20条 電気通信標準化局	第 50 条 その他の国際機関との関係
第4章 電気通信開発部門	第 51 条 非連合員との関係
第21条 任務及び組織	第9章 最終規定
第22条 電気通信開発会議	第 52 条 批准、受諾又は承認
第23条 電気通信開発研究委員会	第 53 条 加入
第24条 電気通信開発局	第 54 条 業務規則
第5章 連合の運営に関するその他の規定	第 55 条 この憲章の改正に関する規定
第25条 世界国際電気通信会議	第 56 条 紛争の解決
第26条 調整委員会	第 57 条 この憲章及び条約の廃棄
第27条 連合の役員及び職員	第 58 条 効力発生及び関係事項
第28条 連合の会計	附属書 国際電気通信連合の憲章、条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義
第29条 言語	

1. 電気通信に関する一般規定（憲章 第6章 第33条～第41条）

項目	概要	規定条文
国際電気通信業務を利用する公衆の権利	構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。業務、料金及び保証は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。	第33条
電気通信の停止	構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止及び切断する権利を留保する。	第34条
業務の停止	構成国は、国際電気通信業務を全般的に、又は一部に限って、停止する権利を留保する。停止する旨を事務総局長を経由して直ちに他の構成国に通知する。	第35条
責任	構成国は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。	第36条
電気通信の秘密	構成国は、国際通信の秘密の保護を確保するための措置をとることを約束する。	第37条
電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護	構成国は、電気通信路及び設備の最良状態での維持、管理及び保護並びに最新技術の導入に留意する。	第38条
違反の通告	構成国は、憲章、条約及び業務規則に対する違反に関し、相互に通報する。	第39条
人命の安全に関する電気通信の優先順位	構成国は、人命の安全に関するすべての電気通信並びにWHOの伝染病に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与える。	第40条
官用電気通信の優先順位	構成国は、官用電気通信は、利用者の要求がある場合には、可能な範囲で優先的に取り扱う。	第41条

2. 無線通信に関する特別規定（憲章 第7章（第44条～第48条））

項目	概要	規定条文
無線周波数スペクトル及び対地静止衛星軌道の使用	構成国は、周波数の利用を必要最小限にとどめるよう努める。構成国は、対地静止衛星軌道の公平かつ効果的な利用に留意する。	第44条
有害な混信	構成国は、有害な混信を生じさせない措置を執る義務を負う。	第45条
遭難の呼出し及び通報	無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。	第46条
虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号	構成国は、虚偽の遭難通信等の伝送及び流布を防止並びにそれを行う局の探知及び識別のための措置を執る。	第47条
国防機関の設備	構成国は、軍用無線設備について完全な自由を保有する。	第48条

第2節 国際電気通信連合条約

条約は、6章42条の規則と附属書からなり、憲章を補足するかたちで、連合の運営、総会及び諸会議、財務、通信料金の国際精算に係わる原則、相互通信に係わる原則、暗語の使用、紛争の仲裁、条約の改正に関することなどを定め、連合の運用に関わる事項を規定。

国際電気通信連合条約 目次

第1章 連合の運営	第2章 会議及び総会に関する特別の規定
第1節	第23条 全権委員会議への参加の承認
第1条 全権委員会議	第24条 無線通信会議への参加の承認
第2条 選挙及び関連事項	第25条 無線通信総会、世界電気通信標準化総会 及び電気通信開発会議への参加の承認
第3条 その他の会議	第26条～第30条 = 削除 =
第2節	第31条 会議のための委任状
第4条 理事会	第32条 連合の会議、総会及び会合の一般規則
第3節	第32条のA 投票権
第5条 事務総局	第32条のB 留保
第4節	第3章 = 削除 =
第6条 調整委員会	第4章 その他の規定
第5節 無線通信部門	第33条 会計
第7条 世界無線通信会議	第34条 会議の会計上の責任
第8条 無線通信総会	第35条 言語
第9条 地域無線通信会議	第5章 電気通信業務の運用に関する諸種の規定
第10条 無線通信規則会議	第36条 料金及び料金の免除
第11条 無線通信研究委員会	第37条 計算書の作成及び決済
第12条 無線通信局	第38条 貨幣単位
第6節 電気通信標準化部門	第39条 相互通信
第13条 世界無線通信標準化会議	第40条 暗語
第14条 電気通信標準化研究委員会	第6章 仲裁及び改正
第15条 電気通信標準化局	第41条 仲裁手続
第7節 電気通信開発部門	第42条 この条約の改正に関する規定
第16条 電気通信開発会議	附属書 国際電気通信連合の条約及び業務規則に おいて使用する若干の用語の定義
第17条 電気通信開発研究委員会	
第17条のA 電気通信開発諮問委員会	
第18条 電気通信開発局	
第8節 3部門に共通の規定	
第19条 主管庁以外の団体及び機関の連合の 活動への参加	
第20条 研究委員会の業務の方法	
第21条 会議が他の会議に対して提出する勧告	
第22条 各部門相互の関係及び各部門と国際 機関との関係	

- (1) 連合の運営 (第1章 第1条～第22条)
- (2) 会議及び総会に関する特別の規定 (第2章 第23条～第31条)
- (3) 会計 (第4章 第33条～第34条)
- (4) 電気通信業務の運用に関する規定 (第5章)
- (5) 仲裁及び改正 (第6章)

第3節 国際電気通信規則 (ITR : International Telecommunication Regulations)

国際電気通信規則は連合の業務規則のひとつで、憲章第1条に掲げる連合の目的を達成するために、電気通信業務に係わる次の事項について規定する。

- ① 国際間における電気通信業務の提供、運用、料金の設定・決済
- ② 国際間の電気通信業務に使用される基盤的な電気通信手段に関する一般規則
- ③ 主官庁並びに認められた私企業に適用する規則